

公益財団法人 平石教育財団

2026 年度 給付型奨学金 募集要項

1、目的

公益財団法人平石教育財団（以下：当財団とする）は、学習意欲があるものの経済的理由により学業の継続が困難な学生に対して奨学金支給を行い、もって社会に貢献する有用な人材の育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

2、奨学金概要

- ① 支給額：36 万円（年額）
- ② 支給期間：採用年度から大学卒業までの 4 年間
- ③ 支給方法：年 1 回、1 年分を財団指定の日付（8 月予定）に、奨学生本人名義の金融機関口座へ振り込みます。

※本奨学金は給付型であり、返済義務はありません。

3、応募資格

以下の要件にいずれも該当すると認められる者

- ① 2026 年 4 月 1 日に日本国内の 4 年制大学に在籍する大学 1 年生（＊）
- ② 経済的な支援を必要とする者
- ③ 世帯所得が 300 万円以下である者（年収目安約 430 万円）

＊ 4 年制大学の学部・学科生に限り、通信教育課程及び夜間学部生、並びに外国人留学生を除くものとします。

※独立行政法人日本学生支援機構を含む他の貸与型・給付型奨学金のほか、国が実施する高等教育の修学支援新制度との併用を認めています。相手先が併用可能かはご自身にてご確認ください。

4、募集概要

募集人数：毎年 10 名程度

募集期間：2026 年 5 月 11 日～2026 年 6 月 12 日

5、応募方法

当財団ホームページ上にて必要事項を入力の上、申請書類をダウンロード・印刷し、事務局までご郵送ください。

なお、応募は本人からに限ります。書類はすべて本人が記入してください。

応募には、以下の申請書類の郵送が必要となります。 受付は郵送のみです。

- ① 願書
- ② 課題（テーマ「奨学金の支給を受けて大学でどのようなことを学びたいか」）
- ③ 誓約書
- ④ 在籍大学の写真付き学生証のコピー（白黒コピー可。A4 サイズ用紙にコピー）
- ⑤ 在籍大学の在学証明書の原本
- ⑥ 世帯分の住民票の写しの原本（マイナンバーの記載が無いもの）

※発行から3ヶ月以内

※続柄記載あり

- ⑦ 世帯分の所得金額が分かる公的機関発行書類
（所得証明書 もしくは 課税(非課税)証明書）

※令和8年度（令和7年1月～12月の所得）のものを提出してください。

令和7年度のものは受付できません。

※所得金額の記載がある証明書に限ります。

所得金額欄が空欄や「*(アスタリスク)」で表記されているものは受付できません。

所得が0円や少額だった場合も、手続きをすれば所得金額が記載された証明書を入手できます。詳しくはお住まいの自治体でご確認ください。

※応募者本人分は必要ありません。

※原則として父母両方（父母以外に世帯内で収入がある者がいればその者も含む）の証明書を提出してください。

ただし、離別又は死別で父母がいない場合は、応募者の生活を支えている者の証明書を提出してください。

- ⑧ 児童養護施設等の出身である方は、そのことを証明する書類（例：施設在籍証明書）

※①～③については当財団指定書式によります。A4 サイズの用紙に片面印刷してください。

受付期間：2026年5月11日～6月12日（※当財団事務局まで郵送にて必着）

郵 送 先：〒150-0036 東京都渋谷区南平台町12番9号 南平台サニーハイツ 302
公益財団法人 平石教育財団 事務局

※「奨学生申請書類在中」と明記ください。

※書類到着に関するお問い合わせには対応できません。

レターパック等の郵便追跡サービスをご利用ください。

※書類の不備・不足があった場合、受付期間中に届かなかった場合は、いかなる理由であれ申請は受理いたしません。

※奨学生として採用されなかった場合、申請書類は事務局にて破棄いたします。

※申請書類の返送はできません。

6、選考・採用

- ① 選考は申請書類の内容に基づいて当財団選考委員会の選考を経て理事会で決定いたします。
- ② 選考結果（採否）は、7 月頃開催予定の理事会以降、速やかに本人に通知いたします。

7、採用者の手続き

以下の書類を、所定の方法により、指定される期日までにご郵送ください。

- ① 振込先情報
奨学金の振込先金融機関口座情報（応募者本人名義に限る）
- ② 確認書（誓約事項及び同意事項）
確認書に記載の内容を確認の上、応募者本人が自署捺印してください。

8、奨学生の義務

年に一回、毎年 8 月の第 1 水曜日に財団が主催する行事に出席いただきます。

（2026 年は東京都渋谷区で 8 月 5 日（水）に開催します）

※公共の交通機関を利用して出席する場合、自宅～会場の往復交通費を支給します。

※1 都 3 県以外にお住まいの方には、宿泊費（上限：税込 9,000 円）を支給します。

また、以下の書類を年に一回、毎年 5 月中旬までに当財団事務局まで送付いただきます。

- ① 奨学生現況届（財団指定様式）
- ② 在学大学での前年度の成績証明書
- ③ 在学証明書

9、奨学金の休止・停止・返還請求

以下の 1 つにでも該当したときには、奨学金支給を休止または停止します。

- ① 書類に虚偽の内容を記載したとき
- ② 傷病などのために学業継続の見込みがなくなったとき
- ③ 本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- ④ 休学または停学したとき
- ⑤ 在学校の学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学・転学部（科）を除く）
- ⑥ 正当な理由なく、8. 奨学生の義務 を継続して果たさなかったとき
- ⑦ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

このほか、奨学生として適当でない事実があり、義務を故意に怠り、資格喪失した場合には、奨学金を返還いただきます。

10、個人情報の取扱い

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

11、その他

当財団の奨学金支給は、卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合は、速やかに当財団へ届け出てください。

奨学生募集につき不明な点は、当財団ホームページよりお問合せください。